

# 包括的な支援体制の構築について

(重層的支援体制整備事業の実施)

令和5年8月18日

堺市 地域共生推進課

# 地域共生社会とは

- ◆ 制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

## 支え・支えられる関係の循環

～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～

- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化



- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

## 地域における人と資源の循環

～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業

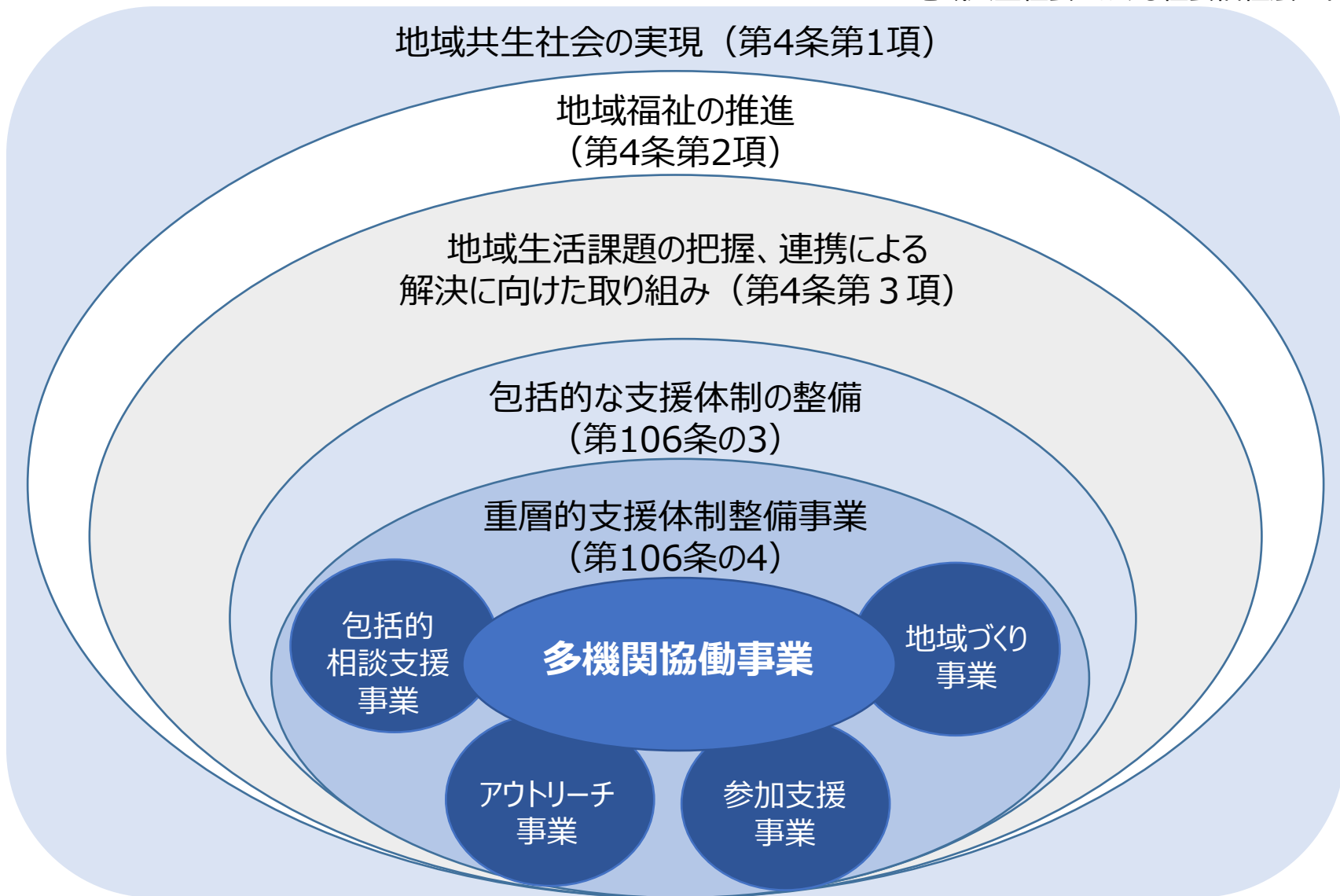


交通

.....

# ■ 事業体系（社会福祉法第106条の4第2項関係）

※地域共生社会における社会福祉法のイメージ

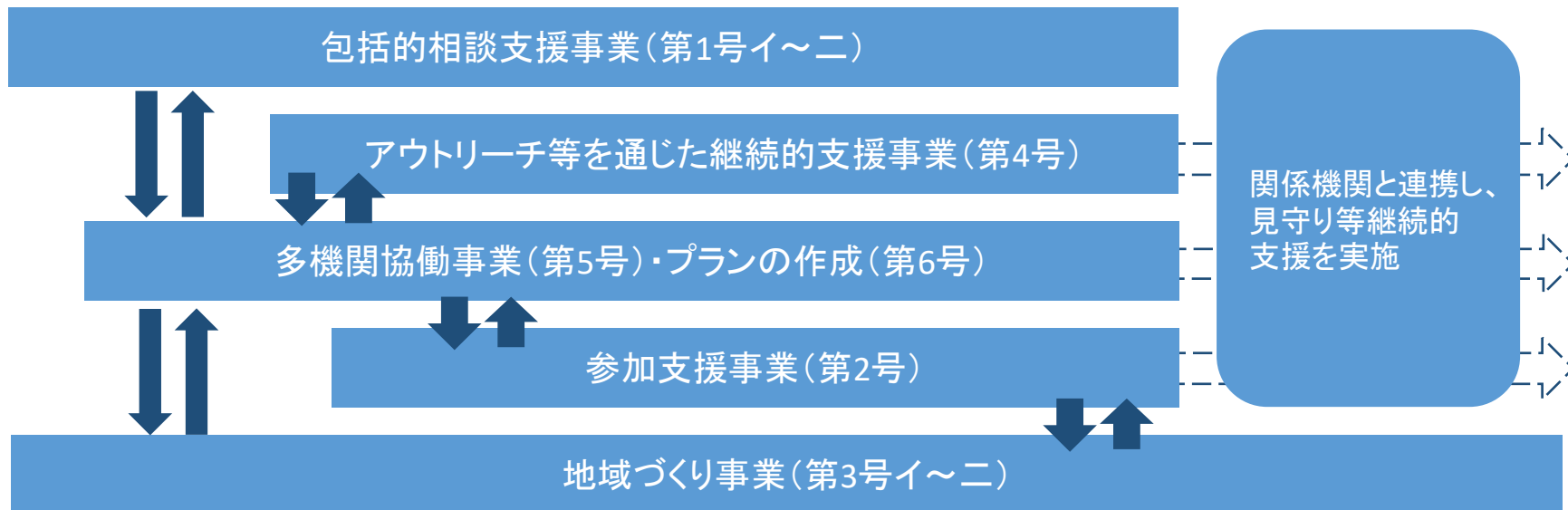


## ■ 事業体系（社会福祉法第106条の4第2項関係）

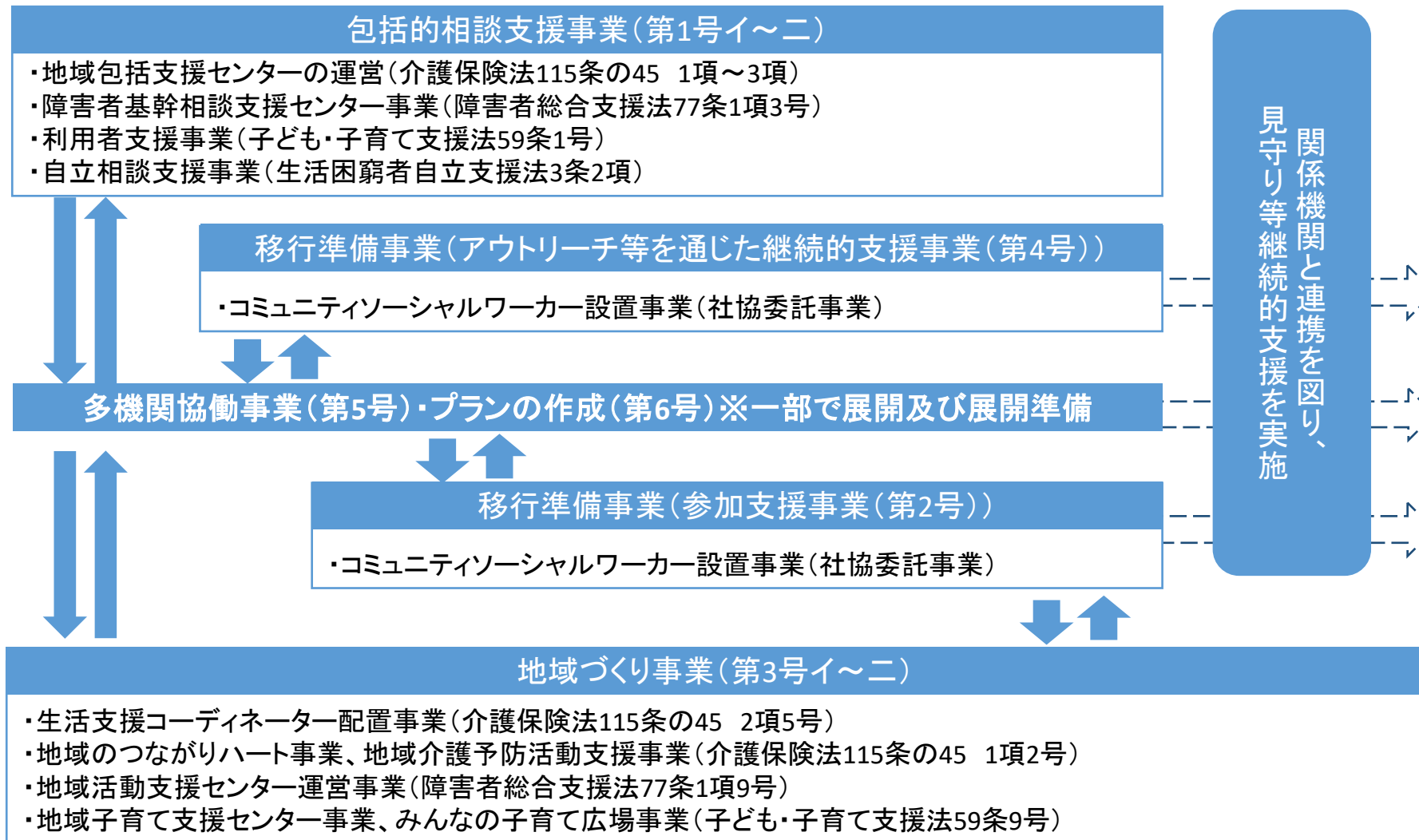
令和3年4月1日に施行された改正社会福祉法に規定された「重層的支援体制整備事業」は、これまでも取り組んできた①**包括的相談支援事業**（相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止める事業）や、②**地域づくり事業**（住民同士のケア・支え合う関係性を育む事業）に加えて、③**多機関協働事業**（相談のうち、複雑化・複合化した事例について、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする事業）、④**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**（本人との関係性の構築に向けて支援する事業）、⑤**参加支援事業**（社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人について、本人のニーズと地域資源との間を調整する事業）をすべて実施するものである。

【令和4年度実施自治体】全国134市町村

（事業イメージ）



# ■ 本市の現状 (R4)



# ■ 多機関協働事業の必要性

※多機関協働事業イメージ図

## 区役所を基盤とした多機関協働事業体制構築

### 保健福祉総合センター

生活援護課

地域福祉課

子育て支援  
課

保健センター

社協区事務所

基幹型包括支援センター

障害者基幹相談支援センター

堺市生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」

## チームによる支援

市レベルの専門機関

区内の専門機関  
地域の関係機関

